



熊本県公報

号外 第 4 0 号
平成 25 年 12 月 26 日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

○ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	4
○ 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(〃)	5
○ 熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	6
○ 熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	6
○ 熊本県災害救助基金条例の一部を改正する条例	(健康福祉政策課)	6
○ 熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	(〃)	7
○ 熊本県いじめ調査委員会条例	(子ども家庭福祉課)	7
○ 熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	(医療政策課)	8
○ 熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	(〃)	8
○ 熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例	(環境立県推進課)	8
○ 熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例	(産業人材育成課)	9
○ 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	(道路保全課)	9
○ 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例	(港湾課)	10
○ 熊本県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課)	12

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ 災害応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 災害救助法施行令（昭和 2 2 年政令第 2 2 5 号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理することとした。（第 2 条関係）
 - 2 その他関係規定の整理を行うこととした。（第 1 条関係）
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。
 - (1) 火薬類取締法等に基づく事務のうち、火薬類の譲渡又は譲受及び消費等の許可等に関する事務（別表第 1 2 号関係）
移譲先：山鹿市、西原村
 - (2) 農地法に基づく事務のうち、農地の転用許可等に関する事務（別表第 1 6 号関係）
移譲先：山鹿市
 - 2 旅券法の一部改正に伴い、関係規定を整理することとした。（別表第 1 5 号関係）
 - 3 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 及び 5 の規定は、旅券法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 6 9 号）の施行の日から施行することとした。
 - 4 この条例の施行の際知事がした処分等で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に知事に対してされた申請等は、同日以後においては、事務を移譲する市町村の長のした処分等又は事務を移譲する市町村の長に対してされた申請等とみなすこととした。（附則第 2 項関係）
 - 5 2 の規定の施行の日前に旅券法及び改正前の条例の規定により市町村長に対してされた申請に係る事務については、改正後の条例の規定にかかわらず、当該市町村長が管理し、及び執行することとした。（附則第 3 項関係）

◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第 1 条】
 - (1) 人事委員会勧告に基づき、55 歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56 歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した職員は、当該年齢に達した日後における最初の 4 月 1 日以後は、毎年 1 月 1 日に同日前 1 年間の勤務成績が特に良好又は極めて良好である場合に限り昇給させることとし、その場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとした。（第 5 条関係）
 - (2) 通勤のため自動車等を使用する職員に支給する通勤手当について人事委員会規則で定める額の範囲を 2,000 円以上 42,800 円以下とすることとした。（第 10 条関係）
 - (3) 大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興計画の作成等のために本県に派遣された職員に対して災害派遣手当を支給することとした。（第 15 条の 7 の 2 関係）
- 2 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第 2 条】
 - (1) 人事委員会勧告に基づき、55 歳に達した職員は、当該年齢に達した日後における最初の 4 月 1 日以後は、毎年 1 月 1 日に同日前 1 年間の勤務成績が特に良好又は極めて良好である場合に限り昇給させることとし、その場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定することとした。（第 6 条関係）
 - (2) 通勤のため自動車等を使用する職員に支給する通勤手当について人事委員会規則で定める額の範囲を 2,000 円以上 42,800 円以下とすることとした。（第 11 条関係）
- 3 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第 3 条】

人事委員会勧告に基づき、55 歳に達した職員は、当該年齢に達した日後における最初の 4 月 1 日以後は、毎年 1 月 1 日に同日前 1 年間の勤務成績が特に良好又は極めて良好である場合に限り昇給させることとし、その場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定することとした。（第 6 条関係）
- 4 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正【第 4 条】

大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興計画の作成等のために本県に派遣された職員に対して災害派遣手当を支給することとした。（第 11 条の 2 関係）
- 5 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正【第 5 条】

大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興計画の作成等のために本県に派遣された職員に対して災害派遣手当を支給することとした。（第 15 条の 2 関係）
- 6 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正【第 6 条】

大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興計画の作成等のために本県に派遣された職員に対して災害派遣手当を支給することとした。（第 20 条関係）
- 7 この条例は、次に定める区分に応じ、それぞれ次に定める日から施行することとした。
 - (1) 1 (3)、4 から 6 まで及び 8 の規定 公布の日
 - (2) 1 (1)、2 (1) 及び 3 の規定 平成 26 年 1 月 1 日
 - (3) 1 (2) 及び 2 (2) の規定 平成 26 年 4 月 1 日
- 8 1 (3) 及び 4 から 6 までの規定による改正後のそれぞれの規定は、平成 25 年 8 月 20 日から適用することとした。

◇熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

- 1 職員に船員法第 47 条第 2 項の規定に該当する事由があった場合は、当該職員に対し送還の費用に相当する額又はその満たない部分に相当する額を旅費として支給するとともに、当該支給した旅費の償還を請求するものとした。（第 32 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 次に掲げる手数料を廃止することとした。（第 2 条、第 3 条関係）
 - (1) 一般旅券の記載事項の訂正手数料
 - (2) 特定保険業認可申請手数料
- 2 この条例は、旅券法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 69 号）の施行の日から施行することとした。ただし、1 (2) 及び 4 (2) の規定は、公布の日から施行することとした。
- 3 1 (1) の規定の施行の際現にされている改正前の熊本県手数料条例に掲げる事務に関する申請に係る手数料については、なお従前の例によることとした。（附則第 2 項関係）
- 4 熊本県収入証紙条例の一部改正（附則第 3 項関係）

次の手数料を証紙による収入の方法で徴収する手数料から除くこととした。

 - (1) 一般旅券の記載事項の訂正手数料

(2) 特定保険業認可申請手数料

◇熊本県災害救助基金条例の一部を改正する条例

- 1 災害救助法（昭和22年法律第118号）の一部改正に伴い、関係規定を整理することとした。（第1条、第3条及び第4条関係）
- 2 その他関係規定の整理を行うこととした。（第2条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

- 1 当分の間、介護福祉士等修学資金に係る遅延利息の割合を引き下げることとした。（附則第2項関係）
- 2 その他関係規定の整理を行うこととした。（第2条関係）
- 3 1の規定は平成26年1月1日から、2の規定は公布の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。（附則第2項関係）

◇熊本県いじめ調査委員会条例

- 1 附属機関の名称を「熊本県いじめ調査委員会」とし、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の附属機関とすることとした。（第1条関係）
- 2 熊本県いじめ調査委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務について規定することとした。（第2条関係）
- 3 委員会の組織及び委員等の資格について規定することとした。（第3条関係）
- 4 委員会の委員の任期等について規定することとした。（第4条関係）
- 5 委員長の設置及び職務等について規定することとした。（第5条関係）
- 6 委員会の会議について規定することとした。（第6条関係）
- 7 委員会の庶務を掌る部署について規定することとした。（第7条関係）
- 8 委任事項について規定することとした。（第8条関係）
- 9 罰則について規定することとした。（第9条関係）
- 10 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 11 所要の経過措置を定めることとした。（附則第2項関係）

◇熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

- 1 当分の間、医師修学資金に係る遅延利息の割合を引き下げることとした。（附則第2項関係）
- 2 この条例は、平成26年1月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。（附則第2項関係）

◇熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

- 1 看護師等修学資金に係る遅延利息の割合を年14.6パーセントに改めることとした。（第12条関係）
- 2 当分の間、看護師等修学資金に係る遅延利息の割合を引き下げることとした。（附則第2項関係）
- 3 この条例は、平成26年1月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。（附則第2項関係）

◇熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 当分の間、工業用水道料金に係る延滞金の割合を引き下げることとした。（附則第2項関係）
- 2 その他関係規定の整理を行うこととした。（第6条関係）
- 3 この条例は、平成26年1月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。（附則第2項関係）

◇熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県職業能力開発校等の専門課程の高度職業訓練に配置しなければならない職業訓練指導員の基準に、高度養成課程若しくは長期養成課程の修了者又は短期養成課程の修了者のうち専門課程担当資格者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものを追加することとした。（第5条関係）
- 2 熊本県職業能力開発校等の専門課程の高度職業訓練の職業訓練指導員の資格の基準に、高度養成課程若しくは長期養成課程の修了者又は短期養成課程修了者のうち専門課程担当資格者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものを追加することとした。（第11条関係）
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- 4 応用研究課程又は研究課程の指導員訓練を修了した者等について経過措置を定めることとした。（附則第2項、附則第3項関係）

◇熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

- 1 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の一部改正に伴い、関係規定を整理することとした。（第 2 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

- 1 港湾の使用料等の額について改正後の消費税等の相当額を上乗せした額等に改定した額とすることとした。（第 6 条、別表第 1－別表第 4 関係）
- 2 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、第 6 条第 1 項本文の改正規定は、公布の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。（附則第 2 項、附則第 3 項関係）

◇熊本県営住宅条例の一部を改正する条例

- 1 入居決定者が提出しなければならない請書について、特別の事情がある場合で知事がやむを得ないと認めるときにあっては、連帯保証人の連署のない請書とすることとした。（第 9 条関係）
- 2 その他関係規定の整理を行うこととした。（第 9 条の 3 関係）
- 3 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

条 例

災害応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 25 年 12 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 57 号

災害応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例
災害応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和 38 年熊本県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条中「第 84 条第 2 項の規定に基づき、同法」を削る。
第 2 条中「第 13 条」を「第 7 条」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 25 年 12 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 58 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年熊本県条例第 58 号）の一部を次のように改正する。
別表第 12 号事務の欄(1)中「施行規則」を「省令」に改め、同号市町村等の欄中「玉名市、天草市」の次に「、山鹿市」を加え、「長洲町」の次に「、西原村」を加え、同表第 15 号事務の欄中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)から(12)までを 1 ずつ繰り上げ、同表第 16 号市町村等の欄中「玉名市」の次に「、山鹿市」を加える。
附 則
(施行期日)
1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 15 号事務の欄の改正規定及び附則第 3 項の規定は、旅券法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 69 号）の施行の日から施行する。
(経過措置)
2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為（いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。）は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。
3 附則第 1 項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）及びこの条例による改正前の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により市町村の長に対してなされた申請に係

る事務（旧条例別表第15号事務の欄(7)に掲げる事務に限る。）については、新条例別表第15号の規定にかかわらず、当該市町村の長が管理し、及び執行する。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第59号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「規定により職員」の次に「（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第6項中「前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給）」を「第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好又は極めて良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

第10条第3項第2号中「2,300円」を「2,000円」に、「33,100円」を「42,800円」に改める。

第15条の7の2第1項中「第32条第1項」の次に「若しくは大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項」を加える。

（熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「規定により職員」の次に「（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第6項中「前項の規定の適用については、同項中「4号給（人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給）」を「第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好又は極めて良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

第11条第3項第2号中「2,300円」を「2,000円」に、「33,100円」を「42,800円」に改める。

（熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「規定により職員」の次に「（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第6項中「前項の規定の適用については、同項中「4号給（人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給）」を「第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好又は極めて良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

（熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第4条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年熊本県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第11条の2中「第32条第1項」の次に「若しくは大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項」を加える。

（熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第15条の2中「第32条第1項」の次に「若しくは大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項」を加える。

（熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第32条第1項」の次に「若しくは大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項」を加える。

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第15条の7の2第1項の改正規定並びに第4条から第6条まで及び次項の規定 公布の日
 - (2) 第1条中熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第5条の改正規定、第2条中熊本県立学校職員の給与に関する条例第6条の改正規定及び第3条の規定 平成26年

- 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第 1 0 条第 3 項第 2 号の改正規定及び第 2 条中熊本県立学校職員の給与に関する条例第 1 1 条第 3 項第 2 号の改正規定 平成 2 6 年 4 月 1 日
- 2 第 1 条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第 1 5 条の 7 の 2 の規定、第 4 条の規定による改正後の熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定、第 5 条の規定による改正後の熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定及び第 6 条の規定による改正後の熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成 2 5 年 8 月 2 0 日から適用する。

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 6 0 号

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和 2 7 年熊本県条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条中「第 4 7 条」を「第 4 7 条第 1 項若しくは第 2 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 旅行命令権者は、職員について船員法第 4 7 条第 2 項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 6 1 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例
熊本県手数料条例（平成 1 2 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 9 9 号を次のように改める。

(299) 削除

第 2 条第 1 項第 6 2 3 号の 3 1 を削る。

第 3 条の表区分の欄中「から第 2 9 9 号まで」を「、第 2 9 8 号」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、旅券法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 6 9 号）の施行の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 6 2 3 号の 3 1 を削る改正規定及び附則第 3 項中熊本県収入証紙条例（昭和 3 9 年熊本県条例第 2 4 号）別表第 1 手数料の項第 5 6 4 号の 2 9 の 2 を削る改正規定は、この条例の公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされている改正前の熊本県手数料条例第 2 条第 1 項第 2 9 9 号に掲げる事務に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

3 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 手数料の項第 2 7 3 号を次のように改める。

別表第 1 手数料の項第 2 7 3 号	削除
別表第 1 手数料の項第 5 6 4 号の 2 9 の 2	削る。

熊本県災害救助基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 6 2 号

熊本県災害救助基金条例の一部を改正する条例
熊本県災害救助基金条例（昭和 3 9 年熊本県条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 6 条」を「第 2 1 条第 1 項」に改める。

第 2 条の見出しを「（積立て）」に改め、同条中「法第 3 8 条の規定により、毎年度予算」を「熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）」に改める。

第 3 条の見出し中「管理」を「運用」に改め、同条中「管理」を「運用」に、「第 4 1 条」を「第 2 6 条」に改める。

第 4 条中「の各号」を削り、「熊本県一般会計歳入歳出予算」を「予算」に改め、同条第 2 号中「第 3 6 条」を「第 2 5 条」に改め、「国庫負担金の」を削り、同条第 3 号を削る。

る。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第63号

熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成5年熊本県条例第53号）の一部を次のよ
うに改正する。

第2条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第2号中「国立身体障害者リ
ハビリテーションセンター」を「国立障害者リハビリテーションセンター」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 当分の間、第12条に規定する遅延利息の年14.5パーセントの割合は、同条の規
定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法
律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加
算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合が年14.5パーセ
ントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該加算した割合とする。

附 則

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布
の日から施行する。

2 改正後の附則第2項の規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応する遅延利息に
ついて適用し、同日前の期間に対応する遅延利息については、なお従前の例による。

熊本県いじめ調査委員会条例をここに公布する。
平成25年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第64号

熊本県いじめ調査委員会条例

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30
条第2項及び第31条第2項の附属機関として、熊本県いじめ調査委員会（以下「委員
会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果につい
て調査審議する。

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くこと
ができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、調査委員を置くことが
できる。

4 委員及び臨時委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識経験そ
の他のいじめに関する調査審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、知
事が任命する。

5 調査委員は、当該専門の事項に関し知識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と
する。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、
解任されるものとする。

4 調査委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解
任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び調査委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員
が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開

- くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(庶務)
- 第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。
(委任)
- 第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
(罰則)
- 第 9 条 第 4 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
附 則
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 法の施行前に発生した法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に相当する事態について学校の設置者又はその設置する学校による当該事態に係る調査（法の公布の日以後において終了したものに限る。）が行われた場合で、知事が当該調査の結果について調査を行う必要があると認めて委員会に諮問したときは、委員会は、第 2 条の規定にかかわらず、当該結果について調査審議するものとする。

熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 25 年 12 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 65 号

熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
熊本県医師修学資金貸与条例（平成 20 年熊本県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

- 附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。
- 2 当分の間、第 12 条に規定する遅延利息の年 14.6 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合が年 14.6 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該加算した割合とする。
附 則
- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 2 項の規定は、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する遅延利息について適用し、同日前の期間に対応する遅延利息については、なお従前の例による。

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 25 年 12 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 66 号

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和 37 年熊本県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

- 第 12 条の見出しを「（遅延利息）」に改め、同条中「14.5 パーセント」を「年 14.6 パーセント」に、「延滞利子」を「遅延利息」に改める。
- 附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。
- 2 当分の間、第 12 条に規定する遅延利息の年 14.6 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合が年 14.6 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該加算した割合とする。
附 則
- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 12 条及び附則第 2 項の規定は、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する遅延利息について適用し、同日前の期間に対応する延滞利子については、なお従前の例による。

熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 25 年 12 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 67 号

熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例(昭和 4 9 年熊本県条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

- 第 6 条中「7. 3 パーセント」を「、年 7. 3 パーセント」に改める。
- 附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。
- 2 当分の間、第 6 条に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 3 2 年法律第 2 6 号)第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合)とする。
- 附 則
- 1 この条例は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 2 項の規定は、平成 2 6 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 6 8 号

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例(平成 2 4 年熊本県条例第 5 5 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 7 号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)中「第 1 1 条第 1 号」を「第 1 1 条第 2 号」に改め、「若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者」を削り、「これらの」を「その」に改め、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 高度養成課程若しくは長期養成課程の指導員養成訓練を修了した者又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(職業能力開発促進法施行規則(昭和 4 4 年労働省令第 2 4 号。第 1 1 条第 8 号において「省令」という。)第 4 8 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。第 1 1 条第 1 号において同じ。)であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

第 1 1 条第 7 号中「長期課程の指導員訓練を修了した者」を「短期養成課程の指導員養成訓練を終了した者(省令第 4 8 条の 2 第 2 項第 9 号に規定する職業能力開発総合大学の長が認める者又は省令第 3 6 条の 6 の 2 第 1 号に規定する指定講習受講資格者であつて、同項第 9 号に規定する職業能力開発総合大学の長が定めるところに従つて、当該講習を受講した者に限る。)」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 号中「若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者」を削り、「これらの」を「その」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条に 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 高度養成課程若しくは長期養成課程の指導員養成訓練を修了した者又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の第 5 条第 1 項第 7 号の規定の適用については、応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がその者に準ずる者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものは、同号ア(イ)に該当する者とみなす。
- 3 改正後の第 1 1 条の規定の適用については、応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がその者に準ずる者であつて教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものは同条第 2 号に該当する者と、長期課程の指導員訓練を修了した者で 5 年以上 1 0 年未満の実務の経験を有する者であつて教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものは同条第 8 号に該当する者とみなす。

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第69号

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
熊本県道路占用料徴収条例（昭和43年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。
第2条第3項第2号中「法第35条に規定する事業（令第18条に規定するものを除く。）及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第70号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例
熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項本文を次のように改める。
別表第1に掲げる港湾施設を使用する使用者は、同表に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の使用料を納めなければならない。
第6条第1項ただし書中「105分の100」を「108分の100」に改める。

別表第1中 「

円	銭
2	42

」を「

円	銭
2	48

」に、「2円42

銭」を「2円48銭」に、「1円16銭」を「1円19銭」に、

4	9
1,	2705
1,	9215
2,	8770

「

4	0
1,	30680
1,	97640
2,	95920

」を「

5	08
1,	30680
1,	97640
2,	95920

」に、「5円25銭」を「5円40銭」に、「1円31

銭」を「1円35銭」に、「

4,	80900
441	00

」を「

4,	94640
453	60

」に、

「

7	350
3	78

」を「

7	560
3	89

」に、「16円80銭」を「1

7円28銭」に、「

3	78
2	31

」を「

3	89
2	38

」に、「65

0円50銭」を「702円」に、

9,	97500
21,	00000
2,	62500
1,336,	98180
9,	45000
1	124
1	197
6	51
1	124
3	2550
7	5600
6	8250
1,	15500
1,	60650
8	4000
1,	39650
1,	95300
6	8250
6	8250
9	2400
2	7300

10,	2600
21,	6000
2,	7000
1,375,	1812
9,	7200
1	15
1	23
6	7
1	15
3	348
7	776
7	020
1,	1880
1,	6524
8	640
1,	4364
2,	0088
7	020
7	020
9	504
2	808

0
0
0
8
0
6
1
0
6
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0

に、「33600」を「34560」に、「1,113円」

を「1,144円80銭」に、

85050
1,98450
94500
5950

を

87480
2,04120
97200
6120

に、

8488
875
1663

を

8731
900
1711

に、

1年につき	
長さ5メートル以下の船舶	
長さ5メートルを超え7.5メートル以下の船舶	1
長さ7.5メートルを超え9メートル以下の船舶	1

84,42000
15,92000
39,10400

を

長さ5メートル以下の船舶1隻当たり1年につき	86,83200
長さ5メートルを超え7.5メートル以下の船舶1隻当たり1年につき	119,23200
長さ7.5メートルを超え9メートル以下の船舶1隻当たり1年につき	143,07840

に、

「長さ9メートルを超える船舶」

を

「長たる当に」

「長さ9メートルを超える船舶1隻当たり1年につき」

に、「139,104円」を「143,078円40銭」に、「4,410円」

を「4,536円」に、「2,10000」を「2,16000」に、

「1年につき 長さ5メー トル以下の 船舶 長さ5メー トルを超え 7.5メー トル以下の 船舶	115,920	00	を	「長さ5メー トル以下の 船舶1隻に たり1年 につき 長さ5メー トルを超え 7.5メー トル以下の 船舶1隻に たり1年 につき	119,232	00	に、「
	147,420	00			151,632	00	」

別表第2備考第9号中「1,575,000」を「1,620,000」に改める。
 「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第3中	円 8925 17325 35700 5775 6300 6300 8400 14700 77175 46200 1,85850 1,11825 14175 42000 1,38075 9975 17325 9450	を	円 9180 17820 36720 5940 6480 6480 8640 15120 79380 47520 1,91160 1,15020 14580 43200 1,42020 10260 17820 9720	に改める。
-------	--	---	---	-------

別表第4中	円 11550 15750 10500 13650 15225 5250 6825 9975	を	円 11880 16200 10800 14040 15660 5400 7020 10260	に改める。
-------	--	---	---	-------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項本文の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第1項及び別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後の使用又は占有に係る使用料又は占有料について適用し、同日前の使用又は占有に係る使用料又は占有料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る土砂採取料について適用し、同日前の許可に係る土砂採取料については、なお従前の例による。

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第71号

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例

熊本県営住宅条例(昭和35年熊本県条例第11号)の一部を次のように改正する。
 第9条第1項第1号中「請書」の次に「(当該請書を提出することができない特別の事情がある場合で知事がやむを得ないと認めるときにあっては、連帯保証人の連署のない請書)」を加え、同条第2項中「入居の」を「第1項各号に掲げる」に、「定める」を「規定する」に、「同項各号に規定する」を「当該」に改め、同条第3項中「又は第2項」を削り、「期間内」の次に「(前項の規定により知事が別に期間を指示する場合にあっては、

当該期間内)」を加え、「第1項の」を「第1項各号に掲げる」に、「県営住宅入居」を「県営住宅の入居」に改め、同条第6項中「県営住宅入居」を「県営住宅の入居」に改める。

第9条の3第4項を次のように改める。
4 第9条第1項(第2号を除く。)、第2項及び第3項の規定は、入居の承認について準用する。この場合において、第9条第1項から第3項までの規定中「入居決定者」とあるのは「入居の承認を受けた者」と、同条第2項及び第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。